

# 年少扶養控除復活法案 概要 (所得税法改正案・地方税法改正案)

## 1. 年少扶養控除の復活（扶養控除の範囲の拡大）

### (1) 所得税

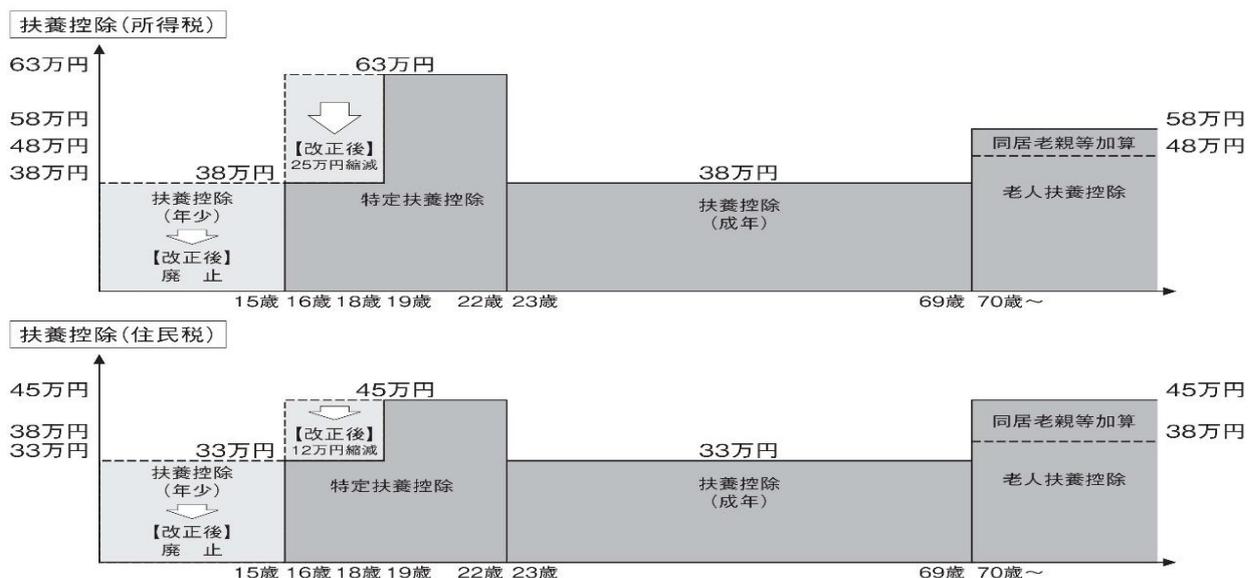
- 扶養控除に係る控除対象扶養親族に、年齢 16 歳未満の扶養親族を加える。  
(控除額：38 万円)
- 令和 9 年 1 月 1 日から施行し、令和 9 年分以後の所得税について適用する。  
(⇒令和 9 年 1 月分の源泉徴収から反映)

### (2) 個人住民税

- 扶養控除に係る控除対象扶養親族に、年齢 16 歳未満の扶養親族を加える。  
(控除額：33 万円)
- 令和 10 年 1 月 1 日から施行し、令和 10 年度分以後の個人住民税について適用する。

- ※ 16 歳～18 歳についての控除額については、現行のまま（所得税：38 万円、個人住民税：33 万円）とする。
- ※ 個人住民税は、前年の所得に対して課税される。

### 参考：平成 22 年度税制改正による年少扶養控除の廃止等



出典 財務省ウェブサイト（平成 22 年度税制改正の解説 所得税法等（扶養控除関係）の改正）

## 2. 1による地方財政への影響への対応（プログラム規定）

### (1) 所得税

政府は、1 (1)による所得税の減収に伴う地方交付税の総額の減少分が地方財政に及ぼす影響について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 個人住民税

政府は、1 (2)による個人住民税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないように、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。



## 所得税法の一部を改正する法律案要綱

### 1 所得税の扶養控除に係る控除対象扶養親族の範囲の拡大

令和九年分以後の所得税について、扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢十六歳未満の扶養親族を加える。 (第二条第一項第三十四号の二関係)

### 2 地方財政に及ぼす影響に係る検討及び措置

政府は、この法律の施行による所得税の減収に伴う地方交付税の総額の減少分が地方財政に及ぼす影響について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第五条関係)

### 3 施行期日等

(1) この法律は、令和九年一月一日から施行する。ただし、2は、公布の日から施行する。 (附則第一条関係)

(2) その他所要の規定を設ける。



所得税法の一部を改正する法律（案）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十四号の二中「の区分に応じそれぞれ次に定める者」を削り、同号イを次のように改める。

イ 居住者

第二条第一項第三十四号の二ロ(1)から(3)まで以外の部分を次のように改める。

非居住者のうち、年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和九年一月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（控除対象扶養親族の定義に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の所得税法第二条第一項第三十四号の二の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政に及ぼす影響に係る検討及び措置)

第五条 政府は、この法律の施行による所得税の減収に伴う地方交付税の総額の減少分が地方財政に及ぼす影響について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 理由

所得税の扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢十六歳未満の扶養親族を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



この法律の施行により歳入減となる見込額

この法律の施行により歳入減となる額は、平年度約四千九百十億円の見込みである。



◎ 所得税法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十四 〔略〕</p> <p>三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 居住者</p> <p>ロ 非居住者のうち、年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいづれかに該当するもの</p> <p>(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者</p> <p>(2) 障害者</p> <p>(3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者</p> <p>三十四の三 四十八 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十四 〔略〕</p> <p>三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。</p> <p>イ 居住者 年齢十六歳以上の者</p> <p>ロ 非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいづれかに該当するもの</p> <p>(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者</p> <p>(2) 障害者</p> <p>(3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者</p> <p>三十四の三 四十八 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>



## 地方税法の一部を改正する法律案要綱

### 1 個人の住民税の扶養控除に係る控除対象扶養親族の範囲の拡大

令和十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢十六歳未満の扶養親族を加える。

(第三十四条第一項第十一号、第三百十四条の二第一項第十一号関係)

### 2 地方公共団体の減収を補填するために必要な措置

政府は、この法律の施行による個人の住民税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないように、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

### 3 施行期日等

(1) この法律は、令和十年一月一日から施行する。ただし、2は公布の日から、(2)のうち公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る部分は令和九年一月一日から施行する。

(附則第一条関係)

(2) 所得税の扶養控除に係る控除対象扶養親族の範囲が拡大されることに伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行う。



地方税法の一部を改正する法律（案）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第十一号中「の区分に応じそれぞれ次に定める者」を削り、同号イを次のように改める。

イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者

第三十四条第一項第十一号ロ(1)から(3)まで以外の部分を次のように改める。

所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者のうち、年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

第四十五条の二第一項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第四十五条の三の三第一項中「年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて」を「控除対象扶養親族であつて、」に、「者に」を「ものに」に改める。

第三百十一条第一号中「扶養親族（年齢十六歳未満の者及び」及び「に限る。）」を削る。

第三百十四条の二第一項第十一号中「の区分に応じそれぞれ次に定める者」を削り、同号イを次のように改める。

イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者

第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)から(3)まで以外の部分を次のように改める。

所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者のうち、年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

第三百十七条の二第一項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第三百十七条の三の三第一項中「年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて」を「控除対象扶養親族であつて、」に、「者に」を「ものに」に改める。

附則第三条の三第一項中「扶養親族（年齢十六歳未満の者及び）」を「控除対象扶養親族（」に、「に限る」を「をいう」に、「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に改め、同条第二項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同条第四項中「扶養親族（年齢十六歳未満の者及び）」を「控除対象扶養親族（」に、「に限る」を「をいう」に、「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に改め、同条第五項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条第二項の規定 令和九年一月一日

(個人の道府県民税に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方税法（次項及び次条において「新法」という。）第三十四条第一項第十一号、第三十七条及び第四十五条の二第一項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次条第二項において「二号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以

下この項及び次条第二項において「公的年金等」という。）について提出する新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの法律による改正前の地方税法（次条第二項において「旧法」という。）第四十五条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。この場合において、二号施行日からこの法律の施行の日の前日までの間に支払を受けるべき公的年金等について提出する新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書に係る同項の規定の適用については、同項中「控除対象扶養親族」とあるのは、「控除対象扶養親族又は年齢十六歳未満の者」とする。

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第三条 新法第三百十四条の二第一項第十一号、第三百十四条の六及び第三百十七条の二第一項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、二号施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同項に規定する申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出

した旧法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。この場合において、二号施行日からこの法律の施行の日の前日までの間に支払を受けるべき公的年金等について提出する新法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書に係る同項の規定の適用については、同項中「控除対象扶養親族」とあるのは、「控除対象扶養親族又は年齢十六歳未満の者」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第一項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方公共団体の減収を補填するために必要な措置)

第六条 政府は、この法律の施行による個人の住民税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものと

する。

## 理由

個人の住民税の扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢十六歳未満の扶養親族を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



◎地方税法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所得控除）</p> <p>第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一 一の二 〔略〕</p> <p>十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。以下この款において同じ。）を有する所得割の納税義務者各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三十七条において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三十七条において同じ。）である場合には三十八万円）</p> <p>イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者</p> <p>ロ 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者のうち、</p>	<p>（所得控除）</p> <p>第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一 一の二 〔略〕</p> <p>十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。以下この款において同じ。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三十七条において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三十七条において同じ。）である場合には三十八万円）</p> <p>イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者 年齢十六歳以上の者</p> <p>ロ 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者 年齢十</p>

年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

- (1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者
- (2) 障害者
- (3) その道府県民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

十二 [略]

2 〽 12 [略]

(個人の道府県民税の申告等)

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の二第一項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」とい

六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

- (1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者
- (2) 障害者
- (3) その道府県民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

十二 [略]

2 〽 12 [略]

(個人の道府県民税の申告等)

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の二第一項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」とい

う。)の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、第三十四条第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十七条の二第一項(同項第四号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第十一項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。))並びに第三百七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

う。)の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))、第三十四条第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十七条の二第一項(同項第四号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第十一項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。))並びに第三百七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一〇四 〔略〕

五 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事項

六 〔略〕

〔削る〕

七 前各号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

2〇6 〔略〕

（個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第四十五条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であ

一〇四 〔略〕

五 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事項

六 〔略〕

七 扶養親族に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

2〇6 〔略〕

（個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第四十五条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であ

つて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り、)をいう。第二号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて、退職手当等に係る所得を有するものに限り、)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り、)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

- 一 当該公的年金等支払者の名称
- 二 特定配偶者の氏名
- 三 扶養親族又は特定親族の氏名
- 四 その他総務省令で定める事項

2 5 [略]

(個人の均等割の税率の軽減)

第三百十一条 市町村は、市町村民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均

つて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り、)をいう。第二号において同じ。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限り、)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り、)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

- 一 当該公的年金等支払者の名称
- 二 特定配偶者の氏名
- 三 扶養親族又は特定親族の氏名
- 四 その他総務省令で定める事項

2 5 [略]

(個人の均等割の税率の軽減)

第三百十一条 市町村は、市町村民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均

等割の額を、当該市町村の条例で定めるところにより、軽減することができる。

一 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族

二 前号に掲げる者を二人以上有する者

(所得控除)

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 十の二 [略]

十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。以下この款において同じ。）を有する所得割の納税義務者  
各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三百十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者

等割の額を、当該市町村の条例で定めるところにより、軽減することができる。

一 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族（年齢十六歳未満の者及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。）

二 前号に掲げる者を二人以上有する者

(所得控除)

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 十の二 [略]

十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。以下この款において同じ。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三百十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者 年齢十六

ロ 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者のうち、  
年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十  
歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該  
当するもの

- (1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しな  
かつた者
- (2) 障害者
- (3) その市町村民税の納税義務者から前年において生活費又  
は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている  
者

十二 [略]  
2512 [略]

(市町村民税の申告等)

第三百十七条の二 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、三  
月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事  
項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村  
長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項  
又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告  
書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給  
料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下  
この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条

歳以上の者

ロ 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者 年齢十  
六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢  
三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれか  
に該当するもの

- (1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しな  
かつた者
- (2) 障害者
- (3) その市町村民税の納税義務者から前年において生活費又  
は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている  
者

十二 [略]  
2512 [略]

(市町村民税の申告等)

第三百十七条の二 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、三  
月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事  
項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村  
長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項  
又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告  
書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給  
料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下  
この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条

第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の第三百十四条の第二項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第十一項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を負わないと

第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の第三百十四条の第二項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第十一項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を負わないと

認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一〇四 〔略〕

五 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事項

六 〔略〕

〔削る〕

七 前各号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項

2〇9 〔略〕

書) (個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第三百十七条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の自己と生

認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一〇四 〔略〕

五 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事項

六 〔略〕

七 扶養親族に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項

2〇9 〔略〕

書) (個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第三百十七条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の自己と生

計を一にする配偶者（退職手当等（第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて、退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならぬ。

- 一 当該公的年金等支払者の名称
- 二 特定配偶者の氏名
- 三 扶養親族又は特定親族の氏名
- 四 その他総務省令で定める事項

255 [略]

附則

計を一にする配偶者（退職手当等（第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならぬ。

- 一 当該公的年金等支払者の名称
- 二 特定配偶者の氏名
- 三 扶養親族又は特定親族の氏名
- 四 その他総務省令で定める事項

255 [略]

附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、次条第二項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第四条の五から第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項及び第六項、附則第三十五条の四から第四十四条まで、附則第四十五条並びに附則第六十一条において「前年」という。)の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び控除対象扶養親族(第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この項及び次項において同じ。)の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は控除対象扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の所得割(第五十条の二の規定により課する所得割を除く。)を課することができない。

2 道府県は、当分の間、三十五万円に道府県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び控除対象扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は控除対象扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えること

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、次条第二項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第四条の五から第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項及び第六項、附則第三十五条の四から第四十四条まで、附則第四十五条並びに附則第六十一条において「前年」という。)の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢十六歳未満の者及び第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。)の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の所得割(第五十条の二の規定により課する所得割を除く。)を課することができない。

2 道府県は、当分の間、三十五万円に道府県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当

となるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一〇三 〔略〕

3 〔略〕

4 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び控除対象扶養親族（第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は控除対象扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

5 市町村は、当分の間、三十五万円に市町村民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び控除対象扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は控除対象扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えること

該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一〇三 〔略〕

3 〔略〕

4 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

5 市町村は、当分の間、三十五万円に市町村民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当

6

〔略〕

一〇三 〔略〕

となるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

6

〔略〕

一〇三 〔略〕

該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。